

浜松市 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 確認書送付のご案内 [受給には手続きが必要です]

エネルギー・食料品等の物価高騰が続く中、浜松市では住民税非課税世帯に対する生活支援として1世帯あたり3万円を給付します。

この案内は、令和5年度の住民税課税状況に基づき送付しています。案内の内容について確認・了承していただいた場合は、同封の確認書に必要な事項を記入の上、必要書類とあわせて提出期限までに返送してください。

支給要件

支給対象となる世帯

基準日(令和5年6月1日)において、浜松市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度「住民税均等割」が非課税である世帯

※令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象となりません。

支給対象

支給要件に当てはまる世帯の世帯主

支給額

1世帯あたり **3万円**

手続き方法

確認書に必要な事項を記入して、必要な書類を添付の上、同封の返信用封筒にて郵送してください。
確認書の受付は**郵送のみ**です。区役所等の窓口では確認書の受付は行っていません。

提出期限

令和5年10月2日(月)【当日消印有効】

手続きの流れ

- 1 郵送で**確認書**を返送
- 2 返送していただいた内容について**確認・審査**します
- 3 **確認・審査した内容に基づき給付**
不備がある場合は、郵送等にて不備の連絡を行い、不備内容の修正が確認できたあとに給付

書類の不備等があると給付ができない場合がございます。

確認書の書き方、必要な書類などご不明点等ございましたら、浜松市価格高騰重点支援給付金コールセンターまでお問い合わせください。

支給時期

浜松市が確認書を受領した日から**3週間**が目安です。

※提出書類に不備等があった場合は給付が遅れることがあります。

裏面をご覧ください

注意事項

- 給付金は1世帯につき1回の給付となります。
- 提出期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり、浜松市が定める提出期限までに必要な修正がされない場合は、給付金の受給を辞退したものとみなします。
- 給付金の支給を受ける権利は、譲渡または担保とすることはできません。
- お一人世帯の方が、確認書の提出をすることなく亡くなられた場合には、給付金を受給することはできません。
- 給付金を受給された世帯の方が修正申告により令和5年度住民税均等割が課税になるなど、支給要件を満たさなくなった場合は給付金を返還していただきます。
- 世帯の中に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいる場合は、給付金は受給できません。
- 誓約・同意した内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

お問い合わせ

お問い合わせの際は、「浜松市 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金確認書」のA面の下部にある「お問い合わせ番号」をお伝えください。

浜松市 価格高騰重点支援給付金コールセンター



0120-034-053

※外国語の通話も可能です。

受付
時間

午前8時30分～午後5時15分
※土日祝日を除きます。

Hamamatsu City wishes to inform you of its special relief payments in view of the rising cost of electricity, gas, food and other services. Hamamatsu City is currently offering special relief payments as a form of assistance to households exempted from resident tax. A cash payment of 30,000 yen per household will be made to the heads of eligible households. Please check the documents inside the envelope and, if you need to complete the procedure, please do not forget to complete it by the specified deadline. For inquiries related to this matter, please contact Hamamatsu City's Special Relief Payment for Rising Cost of Living Call Center. The phone number is 0120-034-053 and calls are free of charge. Reception hours are from 8:30 to 17:15 on weekdays. Assistance is offered in 21 languages, including English, Portuguese and Chinese.

浜松市有关电力、燃气、食品等的价格上涨重点支援补助金的的通知。目前，滨松市正在向居民税非课税家庭等发放补助金作为生活补助。将会向符合发放条件的每个家庭的户主发放3万日元现金。请确认信封内的文件，如有需要办理的手续，请务必在提交期限内完成。相关咨询请致电滨松市价格上涨重点支援补助金呼叫中心。电话号码0120-034-053，通话免费。受理时间为工作日的8点30分到17点15分。支持英语、葡萄牙语、中文等21种语言。

A cidade de Hamamatsu está enviando comunicado sobre auxílio extraordinário devido ao aumento de preço de eletricidade, gás, produtos alimentícios, etc. Este auxílio será fornecido para família isenta de imposto residencial, como ajuda de custo. Ao chefe da família elegível, será concedido o valor de ¥30.000 por família. Favor verificar o documento anexo, e a pessoa que precisar concluir o trâmite enviar até a data limite. Informações: 0120-034-053 Call Center Hamamatsu – Auxílio Extraordinário devido ao aumento de preço de eletricidade, gás, produtos alimentícios, etc. Horário: das 8:30 às 17:15 (dias úteis) Ligação gratuita Atendimento em 21 idiomas incluindo inglês, português, chinês, etc.

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して、国、県、市などが右記のようなことをすることは絶対にありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込を求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな?」と思ったらご相談ください

▶お近くの警察署 ▶消費者ホットライン「188」(高番なしの3桁) ▶警察相談専用電話「#9110」